

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-35)

別紙1

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					担当部局名	総合環境政策局 環境経済課 総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	大熊 一寛 大村 卓				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					目標設定の考え方・根拠	・国等による環境物品等の調達に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律			政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1	環境産業の市場規模(兆円)	約79	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	
2	環境産業の雇用規模(万人)	約205	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	
3	地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり							各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。		
4	環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)	約30/約12	13年度	80/30	30年度	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	環境報告書の作成・公表を通じて、自主的な環境配慮経営を促進し、経済のグリーン化が推進されるため。	
5	エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	7,241	23年度	9,000	30年度	6,000	6,000	8,500	8,500	8,500	9,000	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。	
6	持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関)	177	23年度	250	30年度	200	200	200	205	215	235	250	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1)	国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	17 (27)	41 (35)	45 (38)	49	3	<達成手段の概要> グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行う。 <達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。					268	

(2)	製品対策推進経費 (平成13年度)	27 (20)	40 (26)	31 (27)	28	3	<p><達成手段の概要> 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進する。</p> <p><達成手段の目標> グリーン購入の普及啓発を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。</p>	269
(3)	国等における環境配慮契約等推進経費 (平成20年度)	34 (27)	27 (24)	23 (23)	22	3	<p><達成手段の概要> 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行う。</p> <p><達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。</p>	270
(4)	税制全体のグリーン化推進検討経費 (平成14年度)	19 (16)	29 (27)	27 (24)	26	1.2	<p><達成手段の概要> 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 税制全体のグリーン化を通じて、低炭素社会をはじめとする持続可能な社会実現に寄与する。</p>	271
(5)	企業行動推進経費 (平成14年度)	52 (44)	98 (95)	83 (74)	101	1.2,4,5,6	<p><達成手段の概要> エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 企業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。</p>	272
(6)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成26年度)	-	-	-	-	1.2,6	<p><達成手段の概要> ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3年以内にCO2排出を3%(又は5年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	014, 019 【再掲】27-2

(7) エコリース促進事業(平成23年度)	-	-	-	-	1.2.6	<p><達成手段の概要> 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者のリースによって発生したリース料負担を低減させる。</p> <p><達成手段の目標> 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CO2排出量削減を加速化させるとともに、生産増に伴う製品価格の低下、内需の拡大、雇用の創出といった経済効果を促進する。補助事業者の事務費を除く予算額17.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約5.3%であることから、低炭素機器の設備投資額約326億円の効果があると見込む。</p>	011 【再掲】27-2
(8) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)	-	-	-	-	1.2	<p><達成手段の概要> 政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究・調査を行うことにより、種々の環境政策のめたらす経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。</p>	296
(9) 地域低炭素投資促進ファンド事業(平成25年度)	-	-	-	-	1.2.6	<p><達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図る。</p> <p><達成手段の目標> 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。</p>	018 【再掲】27-2
施策の予算額・執行額	149 (134)	235 (207)	209 (186)	226	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値			
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値			
					24年度	25年度	26年度	27年度
地方公共団体	-	-	100%	H27年度	-	-	-	100%
					81.3	82.5	69.0 [※]	
上場企業	-	-	50%	H27年度	-	-	-	50%
					78.6	80.3	調査中	
非上場企業	-	-	30%	H27年度	-	-	-	30%
					60.2	56.3	調査中	

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-36)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	大村 卓				
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	すべての都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市において地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定することとされている。	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		24年度	25年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	30年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市・中核市・施行時特例市は政府が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2 上記以外の市町村における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	40%	30年度	-	-	-	30%	-	-	40%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、指定都市・中核市・施行時特例市以外の市町村は政府が定める地球温暖化対策計画を勘案し地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定に努めることとされているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 公害防止計画策定経費(昭和45年度)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	2	-	<達成手段の概要> 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施 <達成手段の目標> 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成26年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域121市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる	273					
(2) 地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度)	-	-	-	-	1.2	<達成手段の概要> 全国の地方公共団体における実行計画策定状況など温対法の施行状況調査を実施。これに並行して、地方公共団体職員を対象とした集中講座を開催するとともに、有識者を集め地方公共団体の取組の定量評価手法等を検討。 <達成手段の目標> 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座により、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 実行計画未策定など取組が遅れている地方公共団体の対応を促すことによる、全国的な実行計画策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策の推進。	020 【再掲】27-2					

<p>(3) 公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業(平成24年度)</p>	-	-	-	-	1.2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体が行う防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器の導入 地方公共団体が行う一般廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の先進的設備の導入 <達成手段の目標> 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入推進 廃棄物処理施設への省エネ効果に優れた先進的設備の導入推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入事業等を実施することにより、災害に強く、低炭素な地域づくりの推進に寄与する。</p>	013 【再掲】27-2
<p>(4) 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)</p>	-	-	-	-	-	<p><達成手段の概要> 食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、原料の組み合わせ等に応じたバイオガス利用モデルを構築する。またこれに加えて、地下水汚染地域におけるバイオガス生成消化液等の適正利用に向けた実証事業を行う。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。 <達成手段の目標> 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果・地下水汚染対策の検討や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。</p>	016 【再掲】27-2
<p>(5) 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(平成26年度)</p>	-	-	-	-	1.2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体や民間団体等を対象とし、実行計画等に基づく地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等のモデルとなる取組について、事業化計画・FS調査、設備導入に対する補助等により実施。 <達成手段の目標> 実行計画を核とした低炭素な地域づくり。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ポテンシャル調査、事業化計画・FS調査等を通じて実行計画(区域施策編)の策定率向上や低炭素化設備等への導入支援によるCO2削減の対策・施策の推進。</p>	010 【再掲】27-2
<p>(6) 「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業(平成27年度)</p>	-	-	-	-	1.2	<p><達成手段の概要> 公募により選定した17のモデル地域の市町村等において、低炭素な地域エネルギーの利用等を中心に、低炭素・循環・自然共生を統合的に達成するとともに、低炭素化を中心とする環境への配慮によるまち・ひと・しごと創生への貢献を目的とする。 <達成手段の目標> 取りまとめた全国プランにより、今後5カ年の支援策を取りまとめる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 副次的な効果や施策が定量化されることで低炭素化が促進される。</p>	新27-003 【再掲】27-2
<p>施策の予算額・執行額</p>	3 (1)	2 (1)	2 (1)	2	<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施</p>	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-37)

別紙1

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木義光				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上						
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				目標設定の 考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章ほか)	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 協働取組の実態数	15	25年度	90	29年度	-	-	-	-	-	90	-	抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に関する協働取組について、協働取組の過程を通じて具現化するとともに各主体が資源や創意工夫を最大限活用した協働を実施することにより環境問題の解決に資するため。 目標値の設定については、全国で確実に取組を進めるため、全国及び地方8ブロック毎に2事業ずつ合計18件とし、年度については平成25年度開始のモデル事業として、環境教育等促進法の見直し時期にあわせ平成29年度を一つの区切りとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 地域活性に向けた協働取組の加速化事業(平成25年度)	-	100 (76)	82 (82)	83	1	<達成手段の概要> 地域における課題解決等に向けた協働取組を公募して行うことにより、中間支援組織や各主体による協力・連携体制の強化を図る。 <達成手段の目標> 各地方パートナーシップオフィスが担当する地域において各2事業、地域を限定しない取組を1または2事業を実施し、協働取組のモデル事例としてガイドライン等にまとめることにより、協働取組の促進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方8ブロック毎に2事業ずつ、地域を限定しない取組1事業の合計17件の協働取組を公募により実施することを通じて、各主体による協働・連携体制を構築する。					293	
(2) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	77 (74)	77 (76)	74 (87)	96	-	<達成手段の概要> 「環境教育等促進法」第19条に基づく拠点として地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境パートナーシッププラザを拠点として、行政、NGO/NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。					274	
(3) 地方環境パートナーシップオフィス推進費(平成18年度)	91 (90)	148 (141)	151 (150)	171	-	<達成手段の概要> 環境教育等促進法第19条に基づく拠点として地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、地域における環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、地域における行政、NGO/NPO、企業等の各主体間の協働取組への支援、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。					275	
施策の予算額・執行額	168 (164)	325 (293)	307 (319)	350	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 義光			
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成をする。				目標設定の考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(第4章他)		政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市等において作成する行動計画数	-	-	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	国内全体の動向を表す実績値として環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数を指標とするが、行動計画の多寡のみで成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。
2 小中学生を対象とした地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの実証数	47	25	141	27	47	94	141	-	-	-	本事業では、学校現場等における地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの作成・実証を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成及び地域のESD推進体制構築を目指しており、プログラム実証事業数を直接的な取組の進展指標として設定した。なお、作成されたプログラムの活用・展開による周辺地域への取組の波及・広域化も効果として見込んでいる。目標値の設定については、1都道府県当たり年1件合計47件の実証を実施し、平成25年度から平成27年度までの3カ年で各都道府県当たり3件合計141件の地域版プログラムの策定・実証を目指す。
3 環境教育推進室HPアクセス数	276,471	24	400,000	毎年度	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	環境教育に関する国の施策等の情報を総合的に発信するHPへのアクセス件数は国民の環境教育への関心度を図るための指標として有効である。また、アクセス数の向上は効果的に情報発信・提供ができていないかの評価の指標としても有効である。目標値の設定については、法改正を行った平成24年度の276,471件を基準に1.5倍水準を当面の間維持することとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 環境教育強化総合対策事業	102 (86)	285 (302)	245 (190)	253	1,2,3	<達成手段の概要> 地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの作成・実証等をはじめとする環境教育・環境学習に関する施策を総合的に推進し、学校を含めた地域等において、環境教育・環境保全活動への主体的な参画の促進を図る。 <達成手段の目標> 環境教育・環境学習に関する施策の総合的な推進とそのための基盤形成。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。					277,280
(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	-	-	37 (34)	42	3	<達成手段の概要> 教職員等の現場の環境教育実践者等に対して、ESDの視点を取り入れた研修等を実施する。 <達成手段の目標> 環境教育・ESDの担い手となる人材の育成。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境教育・ESDの担い手の育成を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。					277,0021
(3) 環境教育推進事業	7 (6)	5 (5)	6 (5)	5	1,3	<達成手段の概要> 環境カウンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援する。 <達成手段の目標> 環境カウンセラーによる市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等の支援を通じて、地域の環境保全活動の促進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境カウンセラーの活動支援を通じて、地域の環境教育・環境保全活動の促進に資する。					277

(4) 国連大学拠出金	160 (160)	160 (160)	160 (160)	160	<p>1</p> <p><達成手段の概要> 国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。</p> <p><達成手段の目標> 世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> RCE事業やProSPER.Netへの拠出協力を通じて世界規模でのESD推進を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。</p>	276
施策の予算額・執行額	269 (252)	450 (467)	448 (389)	460	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	